



3月28日は会長のお誕生日★みんなでお祝いしました！

## SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社佐々木総研  
西日本税理士法人  
西日本社会保険労務士法人  
株式会社M&Cパートナーコンサルティング  
株式会社タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



## ～令和2年4月1日より民法の一部が改正されます～

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律が成立しました(同年6月2日公布)。

民法のうち債権関係の規定(契約等)は、**明治29年(1896年)に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。**今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について見直しがされております。

「法務省 民法の一部を改正する法律(債権法改正)について」とインターネットで検索していただきますと、概要やQ&Aを確認することができます。

今回は、改正項目の中でも**医療・介護・福祉の事業所にも影響がある項目**を一つご紹介します。

### 【改正項目:極度額の定めのない個人の根保証契約は無効】

個人が根保証契約を締結する場合には、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

根保証契約とは、簡単に言うと債務額が将来にわたって発生する保証契約です。

具体的には、「入院申込書の連帯保証」や、「有料老人ホームの連帯保証」などが該当してきます。

人事労務関係では、「会社に入社する際の身元保証」なども該当するケースもあります。

契約時に「極度額(保証の限度額)」を設定していない根保証契約については無効となりますので、

現在運用されている契約書は、一度見直しをされることをおすすめします。



(税務会計3課 マネジャー 奈須 翔平)

## 厚生労働省が経済団体などに向けて職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを要請しました

厚労省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、企業の方向けQ&Aをホームページに掲載し、労務管理上の留意事項について周知を図っています。今回の経済団体などに向けた要請は、改めてこの取り組みの趣旨を伝え、企業などで拡大防止の取り組みの協力を求めることを目的としたものです。

### 【要請内容のポイント】

- パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの多様な働き方で働く方についても、法令上求められる休業手当の支払いや年次有給休暇が必要となること
- 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないため使用者が一方的に取得させることはできないこと
- 労働者に風邪症状がみられる際や、臨時休校等でお子さんのお世話が必要となった際に、労働者が休めるように、有給の特別休暇制度を設けることが望ましいこと

特別休暇制度を設けた場合には、この新たな制度を労働者の方が利用できるよう職場環境の整備が重要となること

- 厚生労働省では、労働者の雇用を維持した場合の休業手当等の助成や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応の助成を行っていること

感染者が急激に増加している今、**職場環境を見直し、感染予防に努める必要性が高まってきていると言えるでしょう。**

(労務コンサル課 白石 愛理)

## 確定申告期限等の延長

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受け、申告所得税等の申告・納付期限を**4月16日(木)まで延長**することを公表しました。所得税や贈与税、個人事業者の消費税のほか、所得税の青色申告承認申請、国外財産調書や財産債務調書の提出についても対象となっています。

それに伴い、振替納税をご利用の方の申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税の振替納付日が次のとおりに変更となりました。

**申告所得税及び復興特別所得税** : 令和2年5月15日(金)

**個人事業者の消費税及び地方消費税** : 令和2年5月19日(火)

振替納税のご利用に当たっては、令和2年4月16日(木)までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、令和2年4月17日(金)から延滞税がかかることとなりますので、ご利用されている方は残高にご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することができない場合は一定の要件を満たすときに、税務署に申請することで納税が猶予される場合がございます。



(税務会計3課 木村 理望)

## 全国銀行協会は、認知症患者の預金を家族が引き出しやすくなるよう、3月中に各銀行へ通達を出す予定です

全国銀行協会(全銀協)は**認知症などで判断能力が低下した高齢者の預金について、引き出し時の銀行界統一の考え方を示す予定**という記事が、2020年3月11日の日本経済新聞に掲載されました。

現在、判断能力が衰えた預金者への対応は各金融機関の現場で個々に判断しているのが実情です。預金者の認知能力を見極めるのは難しく、不正な引出しなどを警戒する銀行は、預金者が認知症になったと判断すると本人の資産を保護するとして口座からの引き出しを事実上凍結する場合があります。家族からは、本人の施設入居費など必要なお金が引き出せないといった不満が多く出ています。

金融庁によると、2014年時点で金融資産全体の7割を60歳以上の世帯が保有しています。また、認知症患者数も増え続けており、第一生命経済研究所の試算によると同患者が保有する金融資産額は、2030年には215兆円に達する見通しです。

高齢者の判断能力が衰える前に後見人制度などの活用を促すなど、各金融機関は独自の取組を進めていますが、業界指針の策定を求めています。全銀協は、「戸籍抄本などで家族関係が証明され、施設や医療機関の請求書で用途が確認できれば、口座からお金を引き出せるよう」業界統一の対応を促す予定です。

【2020年3月11日 日本経済新聞記事より】



(総務課 マネジャー 佐藤 正典)

## 2020年4月

4月1日	水	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
4月2日	木	
4月3日	金	
4月4日	土	
4月5日	日	
4月6日	月	
4月7日	火	
4月8日	水	
4月9日	木	
4月10日	金	◎源泉所得税の納付
4月11日	土	
4月12日	日	
4月13日	月	
4月14日	火	
4月15日	水	
4月16日	木	
4月17日	金	
4月18日	土	第4回クリニック向けスキルアップセミナー @佐々木総研 本社3F研修室
4月19日	日	
4月20日	月	
4月21日	火	
4月22日	水	
4月23日	木	
4月24日	金	
4月25日	土	
4月26日	日	
4月27日	月	
4月28日	火	
4月29日	水	昭和の日
4月30日	木	☆健保・厚生年金保険料の納付

4月18日(土)のセミナーは、コロナウイルス感染防止のため、中止になる可能性がございます。



## 2020年5月

5月1日	金	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
5月2日	土	
5月3日	日	憲法記念日
5月4日	月	みどりの日
5月5日	火	こどもの日
5月6日	水	振替休日
5月7日	木	
5月8日	金	
5月9日	土	
5月10日	日	
5月11日	月	◎源泉所得税の納付
5月12日	火	
5月13日	水	
5月14日	木	
5月15日	金	※所得税の振替日
5月16日	土	
5月17日	日	
5月18日	月	
5月19日	火	
5月20日	水	
5月21日	木	
5月22日	金	
5月23日	土	
5月24日	日	
5月25日	月	
5月26日	火	
5月27日	水	
5月28日	木	
5月29日	金	
5月30日	土	
5月31日	日	☆健保・厚生年金保険料の納付は6/1



【北九州オフィス】  
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13  
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550  
【福岡オフィス】  
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階  
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177